

豊田市下水道布設申請工事要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道整備済区域内において、布設申請に基づき公費で下水道布設を行う工事（以下、「下水道布設申請工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(下水道布設申請工事の承認)

第2条 下水道布設申請工事を希望する者は、下水道布設申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付して豊田市事業管理者（以下、「事業管理者」という。）の承認を受けなければならない。

(1)位置図

(2)土地整理図

(3)土地の登記簿謄本

(4)申請土地と道路の高さのわかる図面

(5)取付管設置位置確認書

(6)その他

2 事業管理者は、前項の布設申請の内容を審査し、下水道布設申請回答書（様式2）を交付する。受付締切日以降の申請取り下げおよび計画変更は原則として認めないものとする。

(下水道布設申請工事の施工時期)

第3条 事業管理者は、8月末までに布設申請が提出されたものは原則として当該年度3月末までに、2月末までに布設申請が提出されたものは翌年度9月末までに布設申請工事を行うものとする。

ただし、推進工法やマンホールポンプなどの特殊工事が必要な場合や、施工規模が大きく予算確保が必要な場合などはこの限りではない。

(下水道布設申請工事の範囲)

第4条 下水道布設申請工事の範囲は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 対象地全てが下水道事業計画区域内かつ下水道整備済区域内である。
- (2) 対象地が分筆されており、独立した土地である。
- (3) 対象地まで本管整備がされておらず、汚水排除ができていない。
- (4) 第3条における施工時期との工程調整が可能である。
- (5) 本管布設及び維持管理が可能な土地であること。
- (6) 対象地が私道の場合は、私道への下水道布設要綱による布設決定が行われている。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事は、事業管理者が別に定める。

附 則

(施工期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施工期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

下水道布設申請書

年 月 日

豊田市事業管理者 殿

申請者代表

住所

氏名

連絡先 ()

-

豊田市下水道布設申請工事要綱第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1) 工事場所 豊田市
- 2) 布設希望年月 年 月
- 3) 依頼の理由

※添付書類

- 1 位置図 (1/2500)
- 2 土地整理図 (公図の写し等)
- 3 土地の所有者を確認できる資料 (登記簿、売買契約書等)
- 4 申請土地と道路の高さのわかる図面
- 5 取付管設置位置確認書
- 6 その他 宅地造成図面等 参考となる書類

(様式2)

第 号

年 月 日

様

下水道布設申請回答書

豊田市事業管理者

㊟

年 月 日付で提出されました下水道布設申請書について、下記の通り回答
します。

記

1 決定区分 下水道管布設 : 可 不可

(不可理由 :)

2 工事場所 豊田市 地先

3 条 件

(1) 布設は 年 月末までに行う予定ですが、入札不調等の理由により、布
設時期が遅れる可能性があります。竣工や引き渡し時期に余裕がない場合は、
承認工事での布設をお願いします。

(2) 下水道布設完了後は、速やかに排水設備申請書を提出し、下水道への接続を
してください。

(3) 案件により追記

連絡先

電話番号